

### 5.3 止水栓、バルブ及び仕切弁の設置

止水栓、バルブ及び仕切弁の設置は、操作、修理等の維持管理に支障をきたさないよう考慮し、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 止水栓、バルブ及び仕切弁を埋設する場合は、スピンドルが垂直となるように取付け、開閉操作に支障がない場所とすること。
- (2) 給水管に設置する止水栓、バルブ及び仕切弁は、原則として給水管の口径 25mm 以下の場合には止水栓を、給水管の口径が 50mm 以下の場合にはゲートバルブを、給水管の口径が 75mm 以上の場合には仕切弁を設置しなければならない。
- (3) 建築物の 2 階以上への立上管の根元部分又は、立上部分及び階下への立下管の根元には、逆止弁付きボール止水栓又は逆流防止機能を併設したバルブを設置し「止水装置」の表示をしなければならない。(コーポ等メーター先が単独の場合、チェック弁で、逆流防止機能を果たしてもかまわない。)
- (4) **官民境界**からメーターまでの給水管の長さが 10m 以上の場合には、宅地内の道路境界付近に止水栓、バルブ又は仕切弁を設置しなければならない。  
ただし、10m 以下であっても取付けを必要とする場合は、図 5-7 による。
- (5) メーターに接して設置する止水栓、バルブ及び仕切弁は、以下のとおりとする。  
メーターが 40mm 以下の場合、流入側に逆止弁付きボール伸縮止水栓を設置する。  
メーターが 50mm の場合は、流入側に逆止弁付きボール伸縮止水栓を、流出側にゲートバルブを設置する。  
メーターが 75mm 以上の場合は、流入側に仕切弁を、流出側にチェック弁と両フランジ伸縮管と仕切弁を設置する。
- (6) 特殊機器等の流入側には、地中部分又は立上管に逆止弁付きボール止水栓又は逆流防止機能を併設したバルブを設置しなければならない。
- (7) 学校、工場、寮等大規模給水装置の場合は、適当な給水系統ごとに止水栓又はバルブを設置すること。
- (8) 配水本管、配水細管、又は私設給水幹線から分岐して、宅地内へ引き込む給水管に設ける止水栓、バルブ又は仕切弁の口径は引込管と同一口径とすること。

表 5-3 止水栓、バルブ及び仕切弁の使用箇所

口径(mm) 種類	20～25	30～40	50	75以上	備考
ボール止水栓	道路 宅地内 メーター1次側				キーハンドルロング (市型BOX使用)
逆止弁付 ボール止水栓	宅地内メーター2次側 2階立上り下 特殊器具手前				蝶ハンドルロング
逆止弁付ボール 伸縮止水栓	メーター1次側に直結 取付	メーター1次側に直結 取付	メーター1次側に直結 取付		新設の場合は20×13以上を使用
ゲートバルブ	立上り部 中間バルブ	道路 立上り部 中間バルブ	道路 メーター2次側 直結 中間バルブ		市型BOX 2号 歩道車道型使用
仕 切 弁			上記と同じ	道路 メーター1次側 2次側に直結	市型BOX 2-3号 歩道車道型使用